

私立学校施設高度化推進利子助成金交付事業実施要領

平成9年8月22日	高等教育局私学部長裁定
平成10年1月1日	一部改正
平成10年6月12日	一部改正
平成13年1月6日	一部改正
平成13年4月1日	一部改正
平成15年4月1日	一部改正
平成19年5月8日	一部改正

第1 趣旨

私立学校の施設の高度化・近代化を推進し、教育研究条件の充実向上を図る観点から、日本私立学校振興・共済事業団（日本私立学校振興・共済事業団法（平成9年法律第48号。）附則第6条第1項の規定により解散した旧日本私学振興財団を含む。以下「事業団」という。）から老朽校舎等改築等に係る融資を受けた私立学校の設置者の金利負担の軽減を図るため、事業団からの融資に係る一定の利息相当額について利子助成金を交付する事業（以下「利子助成金交付事業」という。）を実施するにあたり、平成19年5月8日に改正前の私立学校施設高度化推進事業費補助金交付要綱（平成9年8月22日文科大臣裁定。以下「旧要綱」という。）第3条に基づき、本要領を定めるものである。

第2 事業の内容等

- 1 旧要綱の規定に基づき交付された補助金により、財団法人私学研修福祉会（以下「福祉会」という。）に私立学校施設高度化推進支援基金（以下「基金」という。）を設置し、その果実及び取崩しにより、私立（構造改革特別区域法（平成14年法律第189号。）第12条又は第13条の規定に基づき学校教育法（昭和22年法律第26号。）第2条の特例として学校設置会社又は学校設置非営利法人により設置されるものを除く。）の大学院、大学、短期大学及び高等専門学校並びに小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の築30年を経過した老朽校舎及び危険建物と認定された旧耐震基準（昭和56年以前の建物）の学校施設の改築事業に対する事業団の融資に係る一定の利息相当額について、私立学校の設置者に対し、利子助成金を交付するものとする。
- 2 当該利子助成金の交付の対象は、前項に規定するもののうち、平成18年度までに事業団との金銭消費貸借契約を行ったものに限る。
- 3 利子助成金交付事業の交付期間は、当該事業による事業団から資金の交付を受けた日から起算して10年間とする。

第3 利子助成金の交付

- 1 福祉会は、私立学校施設高度化推進事業費補助金取扱要領（平成19年5月8日高等教育局私学部長裁定。）第4条第3項の規定による文部科学大臣からの通知を受けた場合は、その内容を審査の上、利子助成金を交付すべきものと認めたものについて、交付決定を行い、利子助成金交付決定通知書を私立学校施設高度化推進事業費補助金交付要綱（平成19年5月8日文科大臣裁定。以下「新要綱」という。）第6条に規定する申請者に通知するものとする。なお、この場合において、同条の規定により提出された補助金交付申請書は、福祉会に対する利子助成金の交付申請書とみなす。
- 2 前項の規定による通知を受けた申請者は、通知で示された期日までに、福祉会に対し、利子助成金請求書を提出するものとする。
- 3 福祉会は、前項の提出書類の内容を確認後、申請者に対して利子助成金を支払うものとする。
- 4 福祉会は、利子助成金の交付を受けた者から利子助成金交付事業の中止又は廃止の申請があった場

合及び次の各号に掲げる場合は、第3第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取消することができる。

- (1) 利子助成金の交付を受けた者がこの要領又はこれに基づく福祉会の処分又は指示に違反したとき
 - (2) 利子助成金の交付を受けた者が交付申請に際して虚偽その他不実の記載を行ったとき
 - (3) 利子助成金の交付を受けた者が借り入れた資金をその目的外に使用したとき
 - (4) 利子助成金の交付を受けた者が行政手続法(平成5年法律第88号。)第2条第5号に規定する行政機関から、同条第4号の「不利益処分」又は第6号の「行政指導」を受けたとき
 - (5) 利子助成金の交付を受けた者が利子助成金交付事業に対する借入金の繰上償還請求を受けたとき
 - (6) 利子助成金の交付の決定後生じた事情により、利子助成金交付事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき
- 5 福祉会は、前項に規定する取消しを行った場合は、既に当該取消しに係る部分に対する利子助成金が交付されているときは、期限を付してその返還を命ずるものとする。
 - 6 利子助成金の交付を受けた者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しなければならない。
 - 7 福祉会は、必要があると認めるときは、利子助成金の交付を受けた者に対し、利子助成金交付事業の状況に関する報告を求め、又は帳簿・証ひょう書類等の閲覧、その他物件の調査を行うことができる。

第4 基金の運用管理

- 1 福祉会は、次の方法により基金の属する資金を運用するものとする。
 - (1) 郵便貯金又は金融機関への預金
 - (2) 信託業務を営む銀行又は信託会社への信託(元本保証のものに限る。)
 - (3) 国債、地方債、政府保証債(その元本の償還及び利息の支払いについて政府が保証する債券をいう。)又は銀行、政府系金融機関、若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券の保有
- 2 基金の運用果実及び基金の取崩しによる収入は、利子助成金及びその交付に必要な事務に要する経費並びに基金の運用管理に必要な事務に要する経費に充当するものとし、他の費用に充当してはならない。
- 3 前項の事務に要する経費の額は、利子助成金交付事業の完了時までの当該事務に要する経費の見込み総額が基金の同時期までの運用果実の総額の範囲内であり、かつ、利子助成金の交付に支障を来たさないように定めなければならない。

第5 基金等事業に係る管理計画の作成等

- 1 福祉会は、毎年度、利子助成金交付事業及び基金の管理運用事業(以下「基金等事業」という。)について、私立学校施設高度化推進支援基金管理運用実績報告書(別紙様式1)により、当該年度終了後3月以内に文部科学大臣に提出しなければならない。
- 2 福祉会は、基金等事業を行うにあたっては、次の条件が付されるものとする。
 - (1) 基金等事業の内容を変更する場合には、文部科学大臣の承認を受けなければならない。
 - (2) 基金等事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しなければならない。
- 3 福祉会は、基金等事業の遂行が困難になった場合には、その理由を記載した書類を文部科学大臣に提出し、その指示を受けなければならない。
- 4 福祉会は、前項の指示により、基金等事業を廃止した場合には、私立学校施設高度化推進利子助成金交付事業完了実績報告書(別紙様式2)により、当該事業を廃止した日から3月以内に文部科学大臣に提出しなければならない。
- 5 福祉会は、第3項の指示により、基金等事業を廃止した場合における基金の残余の額は、速やかに国庫に納付しなければならない。
- 6 福祉会は、第3項の指示により、基金等事業を廃止した場合における残余財産(前項に掲げる基金

の残余を除く。)の処分について、文部科学大臣と協議しなければならない。

第6 経理の区分

福祉会は、基金等事業について、特別の勘定を設け、他の事業に係る経理と区分して経理しなければならない。

第7 その他

福祉会は、基金等事業の実施に関し必要な事項について、私学部長の承認を受けて定めるものとする。

(別紙様式1)

平成 年度 私立学校施設高度化推進支援基金管理運用実績報告書

番 号
平成 年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

住 所
財団法人 私学研修福社会理事長 印

平成 年度私立学校施設高度化推進支援基金管理運用実績について、私立学校施設高度化推進利子助成金交付事業実施要領第5の1の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

別 紙

1 基金の管理実績

(単位：千円)

科 目	金 額
1 基金増減 (1) 期首基金残高 (2) 基金繰入額 (3) 基金取崩し額 (4) 差引基金残高 (A)	
2 収入支出 (1) 収入 前期繰越額 補助金収入 基金運用収入 基金取崩し額 その他収入 収入合計 (B) (2) 支出 基金繰入額 利子助成金 事務費 その他支出 支出合計 (C) (3) 次期繰越額 (D = B-C)	
3 基金勘定運用残高 期末基金残高 (A) 次期繰越額 (D) 合 計	

2 利子助成金交付事業実績

(単位：千円)

助成対象資金 貸付決定額	助成対象資金貸付残高				利子助成金 交 付 額
	期首貸付金 残高	当年度貸付 額	貸付回収金	期 末 残 高 + -	

3 基金運用実績

(基金運用残高) (運用利回り) (基金運用益収入)
 千円 × % = 千円

4 添付書類

基金等事業に関する事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録並びに監査報告書

(別紙様式2)

私立学校施設高度化推進利子助成金交付事業完了実績報告書

番 号
平成 年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

住 所
財団法人 私学研修福社会理事長 印

私立学校施設高度化推進利子助成金の交付事業が完了したので、私立学校施設高度化推進利子助成金交付事業実施要領第5の4の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 利子助成金交付事業完了年月日
- 2 利子助成金交付事業実績
(1) 収入支出

(単位：千円)

(収入) 補助金(国) 基金運用収入 その他収入		(支出) 利子助成金 事務費 その他支出	
合 計		合 計	
		差引基金残高	

- (2) 事業実績

(単位：千円)

助成対象資金貸付額		助成金額
件数	金額	

注) 年度別内訳表を添付のこと。

- 3 残余財産目録

注) 預貯金等については、残高証明書(写)を添付のこと。